

環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

20年度予算額 2.36億円

目的・意義

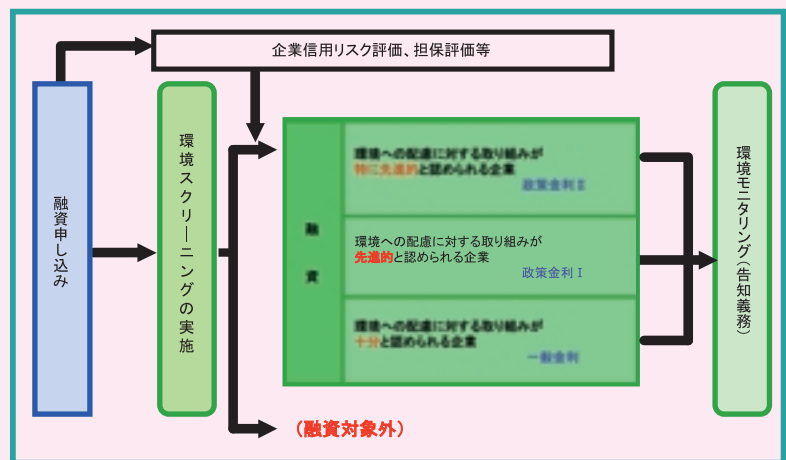
「環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業」は、日本政策投資銀行等において、温室効果ガスの排出削減を積極的に行う企業に行う金利優遇の融資に対して利子補給を行うことにより、地球温暖化防止のための設備投資や研究開発を促進し、温室効果ガスの排出削減が組み込まれた社会（低炭素社会）の形成を推進します。

事業内容

①事業概要

日本政策投資銀行は、「環境配慮型経営促進事業」として、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法により評価し、その評価結果に応じて政策金利を決定しています。この事業で地球温暖化防止対策として融資を受ける事業者が、融資を受けた年から5ヶ年以内に5%以上のCO₂排出原単位削減を誓約した場合に、当該融資に係る利子のうち1%を限度として利子補給を行います。

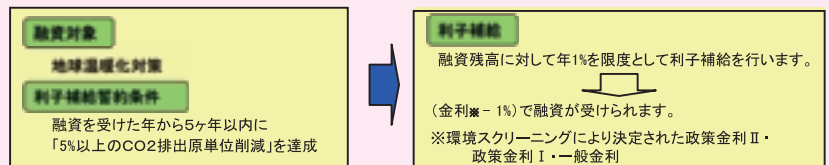
なお日本政策投資銀行が民営化される2008年10月以降は、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング法等（日本政策投資銀行の「環境配慮型経営促進事業」と同程度以上の手法による）により評価し、その評価結果に応じて金利優遇を行う事業を提案する民間金融機関を対象として利子補給を行います。



②環境配慮型経営促進事業の内容（財政投融资）

日本政策投資銀行は、「環境配慮型経営促進事業」として、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法により評価し、その評価結果に応じて政策金利を決定しています。具体的には環境への取組が特に先進的な企業には政策金利Ⅱ、環境への配慮に対する取組が先進的な企業には政策金利Ⅰ、環境への配慮に対する取組が十分な企業には一般金利を適用して融資を実施しています。

なお、日本政策投資銀行の融資事業によるCO₂排出原単位削減については、継続的にモニタリングを行い、5年後までに誓約目標に達しなかった場合、本事業における補助金相当額については、原則として、事業者が負担することとなります。



補助内容

- 1. 補助対象者：** 2008年9月末まで：日本政策投資銀行
2008年10月以降：民間金融機関
- 2. 対象事業：**
2008年9月末まで：日本政策投資銀行が実施する「環境配慮型経営促進事業」の融資対象のうち、地球温暖化対策に関するもの。
2008年10月以降：民間金融機関が実施する企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング法等（日本政策投資銀行の「環境配慮型経営促進事業」と同程度以上の手法による）により評価し、その評価結果に応じて金利優遇を行う事業の融資対象のうち、地球温暖化対策に関するもの。
- 3. その他：**
融資を受ける事業者は融資を受けた年から5ヶ年以内に5%以上のCO₂排出原単位削減を誓約する必要があります。
融資残高に対して、年利1%相当の補助金を交付します。
誓約が達成できなかった場合には、原則として、交付された補助金相当額は返納する必要があります。